

津幡町選挙管理委員会告示第6号

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙につき、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の5の4第7項の規定により、特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送する日を令和8年1月25日からと定めた。

令和8年1月25日

津幡町選挙管理委員会